



本チャックリストは、災害救助法や被災者生活再建支援法等の適用のない災害用の修正版です。現時点で適用がなく、又は適用される可能性が小さい制度については予め棒線で消してあります。

ご不明点、ご相談などありましたら、遠慮なく静岡県弁護士会(☎054-254-0008)までご連絡下さい。

内閣府作成のリーフレット
（被災者支援に関する
各種制度の概要）



内閣府の被災者支援
情報ページ

↑

支援情報をさらに詳しく知りたいときは



被災者支援チエックリスト

—災害救助法などの適用がない—一部抹消版—

2026年4月版

知りたい項目の支援情報を☒チェック

- 災害時特有の問題を知りたい・・・ →①✓
 - お金の支援制度（給付・貸付）・・・ →②③✓
 - 住宅の修理・再建の支援制度・・・ →④✓
 - 仮設住宅・公営住宅・・・・・・・・・・ →⑤✓
 - 個人が抱えるローンの悩み・・・・・・ →⑥✓
 - 子ども・教育の支援制度・・・・・・ →⑦✓
 - 雇用・事業の支援制度・・・・・・ →⑧⑨✓
 - 税金・保険料などの減免制度・・・ →⑩✓
- 災害の規模などにより、適用される支援制度は異なり、また後から適用されるものもあります。
- 各制度の窓口は、()内に記載しています。
- 県**・・・都道府県 **市**・・・市町村



静岡県弁護士会

戦前免状の主な受領者・年代⑩

- ①雇用調整助成金(労働局・ハローワーク)
 地震・豪雨等に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされ、
 事業主が休業手当を支払った場合に一定の助成金を受け取れ
 る場合があります。
- ②小規模事業者経営改善資金(マル経融資)
 (商工会議所の商工支店)
 商工会議所等の経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本
 政策金融公庫が無担保で行う融資
- ③農林漁業者に対する資金貸付(日本政策金融公庫等)
 ④災害復旧貸付(日本政策金融公庫・商工中金等)
 被害を受けた中小企業等に対する事業用復旧の資金貸付
- △セーフティネット保証・災害関係保証(信用保証協会)
 一般保証とは別枠で保証。無担保8000万円、最大2.8億円
- ⑤なりわい再建支援補助金【中小企業特定施設等復旧草創補助金】
 ※旧「グループ補助金」(県)
 この制度が適用されるとき被災県が作成する復興事業計画に基づ
 き、中小企業等が行う施設・設備等の復旧・整備について補助
 がなされる場合があります。
- ⑩税金・保険料などの減免制度
- ①住民税・固定資産税などの地方税の減免・猶予(県・市)
 - ②国税の減免・猶予(税務署)
 - ③申告期限の延長、納税猶予、予定納税減額、源泉所得税等の
 徴収猶予、所得税の減免(雑損控除又は災害減免法)など
 - ④医療保険・介護保険(健保組合・市等)
 保険料や窓口負担減免の制度があります。
 - ⑤公共料金、使用料、放送受信料など(県・市・各事業体)
 災害時の特別措置がとられる可能性があります。

⑨事業関係の支援制度

①災害時特有の制度・問題

- り災証明**とは
市町村が発行窓口となる、地震・水害等による家屋被害の程度（全壊、大規模半壊・中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊など）を証明するものです。
各種支援金、義援金、税の減免、融資申請等に必要です。
生命保険、損害保険の請求には原則不要です。
- り災証明や保険（共済）の請求用に被害を写真や動画で残す**
住宅の被害などを証明するために、片づけ・修繕の前に、可能な限り屋内外の写真や動画をたくさん残しましょう。
- 応急危険度判定**とは
余震等の二次被害防止のため、緊急に建物の危険性等をチェックするもの。危険（赤）、要注意（黄）、調査済（緑）のステッカーが貼られます。り災証明書ののための被害認定とは異なる制度です。
赤（危険）＝全壊認定ではありません。
- 権利証や健康保険証などの紛失**
不動産の権利証、預金通帳、実印などを紛失しても権利を失いません。預貯金については金融機関に二重請求を。
また、健康保険証が手元になくても氏名、生年月日等を医療機関に伝えれば保険診療を受けられます。
- 境界標や石垣の基礎部分について**
土地の境界特定に役立つので保存に努めましょう。
- 運転免許証の有効期間延長**
特定非常災害に指定された場合は免許証の有効期間が延長される場合があります。紛失の場合は、運転免許センターや警察署で再交付手続を。
- 携帯手続（運輸局、運輸支局）**
津波で自動車の流れされた場合、手続を継続して扶養登録申請ができる場合があります。運輸局、運輸支局に相談を。

⑧ 雇用関係の支援制度

- 災害救助法による教科書等の無償給与(県・市・学校)
 - 小・中高の児童・生徒へ教科書、教材、文房具、通学用品を支給。
 - 特別支援学校等への就学奨励事業(県・市・学校)
 - 通学費、学用品等を援助。
 - 小・中学生の就学援助措置(県・市・学校)
 - 就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。
 - 高等学校授業料等減免措置(県・市・学校)
 - 大学等授業料等減免措置(各学校)
 - 学校により異なりますが、授業料等の減免、猶予措置がとられる場合があります。
 - 国の教育ローン(日本政策金融公庫等)
 - 入学資金、学資金等の融資。一人あたり350万円以内

⑦子ども・教育の支援制度

②お金の支援制度(もらえる)

- 被災災害者生活再建支援法による支援金（県・市）
 ○被災者生活再建支援法による支給金（市）
 - 災害再建資金法による給付（市）
 - ・災害再建金（連族）に500万円又は250万円）
 - ・災害障害見舞金（重い後遺障害に最大250万円）
 - 救護費（県・市）
 - 被害の内容、程度及び自治体の判断により異なります。
 - 申請には、災証明書が必要になることもあります。
 - 生活保護（県・市）
 - 避難所等の避難先での申請が可能です。
 - 支援金や給付金等は収入認定されないのが原則です。
- ## ③お金の支援制度(借りられる)
- 災害再建資金法による貸付（市）
 - ・災害再建資金制度（賃借、住家被害 - 最大360万円）
 - 生活福祉資金貸付制度（市協）
 - 緊急小口資金（10万円・無利子）
 - 災害援護資金（150万円・無利子・年1.5%）
 - その他（総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）
 - 母子父子寡婦福祉資金貸付金（自治体の福祉事務所）
 - 被災者には償還金の支払猶予措置もあり。
 - 重入居格・援護年金担保融資（日本政策金融公庫等）
 - 上記を担保に住宅などの資金や事業資金を融資。
 - 250万円以内など（恩給・年金担保融資制度は終了）。
 - リバースモーゲージ型融資（住宅金融支援機構）
 - 60歳以上限定の利息支払いのみでよい住宅復興融資の特例

④住宅の修理・再建の支援制度

- ①被災者生活再建支援法(国・市)
 - 当該自治体に被災者生活再建支援法の適用が必要
 - ②基礎支援金 一、災害証明書の判定等に応じてもらえる=全壊・解体・一、長期避難に各100万円、大規模半壊50万円、
＊半壊や敷地被害等住宅をやむを得ない解体する時
 - ③加算支援金 基礎支援金に加えてもらえる=
 - (住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円)、
※中規模以上は上記加算支援金の各半額のみ支給
 - ※賃借人も対象 ※単身世帯は各433の金額
 - ④住宅の応急修理工制度(国・市)
 - 半壊以上76.7万円以内、準半壊 36.7万円以内(2026年基準)
 - この制度利用で修理工期間後の仮設住宅の入居資格や
公費解体制度の利用資格を失う場合があるので慎重に。
 - ⑤公費解体(市)
 - 大規模災害時、全半壊家屋や一定の事業所は公費(無償)での解体可能であり、ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理等の判断のために被災区分判定(日本建築防災協会・有料)の利用も検討して下さい。
 - ⑥生活福祉資金貸付制度による住宅補修費貸付(社協)
 - 250万円以内(無利子〜1.5%)、所得要件等あり。
 - ⑦母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付(福祉事務所)
 - 住宅の補修等について200万円以内で貸付
 - ⑧災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等)
 - り災証明ある人等が住宅を建設、購入、修理する際の融資
 - ⑨自治体独自の支援策(諦めず自治体の発表を随時確認)
 - 能登半島地震等の新築型支援金、熊本地震での被災したのり面、擁壁、地盤復旧への補助、その他支援金や補助制度の上乗せ支援など多種多様な独自支援の例あり。

⑥被災口一減免制度(二重口一対策にも)

- 災害救助法の応急仮設住宅(市)
- 住家の全壊等により居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない人が無償で入居できます。
- 1公営住宅への入居(県・市)
- 所得要件等があります。
- ⑥被災ローン減免制度(二重ローン対策にも)
- 1制度を利用できる人
- 災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によって、住宅ローン、事業性ローン、自動車ローン、教育ローンなどの債務の返済が難しくなった個人が利用できます。
- 1制度の概要
- ① 一定の現預金や保険金、被災者生活再建支援金、義援金、災害弔慰金等を手元に残した上で、残ローンの減免を受けられる可能性があります。
- ② 信用情報登録機関に登録されないのが新たな住宅ローン借入の可能性もあります。
- ③ 連帯保証人もできず、
- ④ 国の費用で弁護士等専門家の支援が受けられます。
- ⑤ 簡易裁判所の特定調停手続を利用します。
- 1問い合わせ先
- 制度の利用可能性がある場合には、金融機関とリスケジュールを行う前に、弁護士会やメインバンクに相談を。メインバンクから制度利用の同意書をもらい弁護士会に提出することがスタートです。
- 詳しくは「自然災害債務整理ガイドライン」で検索

⑤假設住宅：公營住宅